

内閣参質二一二第七〇号

令和五年十二月八日

内閣総理大臣 岸田 文雄

参議院議長 尾辻 秀久 殿

参議院議員山本太郎君提出原発避難計画策定プロセスの情報公開に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員山本太郎君提出原発避難計画策定プロセスの情報公開に関する質問に対する答弁書

一及び二について

道府県原子力防災担当者連絡会議は、地域防災計画及び避難計画の具体化に向けた議論を行う地域原子力防災協議会作業部会（以下「作業部会」という。）とは異なり、実務担当者との間で情報共有する場であることから、御指摘の「議事録」を作成する必要はないと考えている。

三について

作業部会の運営に係る公文書の管理については、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第十六号）において、行政機関における経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務等の実績を把握できる文書の作成が求められており、内閣府本府行政文書管理規則（平成二十三年内閣府訓令第十号）第十二条第一項に基づき作業部会の議事概要を作成し、これを公表することにより、作業部会における議論の内容についての情報の公開に努めているところ、当該議事概要には、議論の透明性を一層確保する観点から、主な発言内容等を記載し、内閣府ホームページにおいて公表しており、御指摘の「詳細な議事録を作成し、音声記録を残すこと」は考えていない。

四から八までについて

政府として現時点で把握している限りでは、お尋ねの「地域原子力防災協議会作業部会において「読後廃棄」と印字した資料を配付した事例」はない。また、御指摘の「4. PAZ内の施設敷地緊急事態における対応」については、内閣府が作成したものであるが浜岡地域の作業部会において配布した資料ではないことから、御指摘の情報公開請求に対して御指摘の理由により不開示とした。なお、御指摘の「令和二年度第三回道府県原子力防災担当者連絡会議」においては、同府から道府県に対し、作業部会における議事概要、議事次第及び配布資料を同府ホームページにおいて公表する旨を連絡したところである。